議 案 第 ７７ 号

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成２７年８月３１日提出

新居浜市長　石　川　勝　行

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例

新居浜市駐車場条例（平成２５年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を削る。

第３条の表西原駐車場の項及び中須賀駐車場の項を削る。

第４条中「普通自動車」を「普通自動車（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）」に改める。

第５条第１項後段及び第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を削る。

第７条第１項中「一時駐車に係る駐車料金」を「駐車料金」に改め、同条第２項及び第３項を削り、同条第４項中「前３項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第９条ただし書を削る。

第１１条を削る。

第１２条中「者」を「者（以下「利用者」という。）」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「市長が特に必要があると認めるとき」に改め、同条各号を削り、同条を第１１条とする。

第１３条第１項中「一時駐車の方法により駐車場を利用する者」を「利用者」に、

「場合又は定期駐車利用者が、定期駐車の利用期間の終了又は第１１条の規定により定期駐車券の使用を停止された日から１週間を超えて車両を駐車している場合」を「場合」に、「これらの利用者（以下「利用者」という。）」を「当該利用者」に改め、同条を第１２条とし、第１４条を第１３条とする。

第１５条中「第１３条第１項」を「第１２条第１項」に改め、同条を第１４条とし、第１６条から第１８条までを１条ずつ繰り上げる。

第１９条第２号を削り、同条第３号中「第１３条第１項」を「第１２条第１項」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号中「第１７条」を「第１６条」に改め、同号を同条第３号とし、同条中第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同条を第１８条とする。

第２０条第２項中「第５条第１項から第３項まで、第１０条、第１１条及び第１９条各号列記以外の部分」を「第５条、第１０条及び第１８条各号列記以外の部分」に、「第３号及び第４号」を「第２号及び第３号」に改め、同条を第１９条とする。

第２１条第１号中「発行及び定期駐車券の返還等」を「発行」に改め、同条を第２０条とし、第２２条から第２４条までを１条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

名称	駐車料金（１台につき）
新居浜駅前駐車場 新居浜駅南口広場駐車場	１回につき駐車時間が３０分まで無料。３０分を超える場合は３０分を超える３０分までごとに１００円を加算して得た額
新居浜駅南駐車場	１回につき駐車時間が３０分まで無料。３０分を超える場合は３０分を超える３０分までごとに１００円を加算して得た額。ただし、２４時間までごとの上限額は、６００円とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに改正前の第３条の表に規定する西原駐車場及び中須賀駐車場の利用を開始し、同日までに当該利用を市長の承認を得ないで終了しなかった者が駐車させている車両に係る駐車料金並びに当該車両の引取りの請求、調査、移動及び処分については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前にした行為により生じた損害に対する賠償については、なお従前の例による。

４　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

西原駐車場及び中須賀駐車場を平成２８年３月３１日限り廃止するため、本案を提出する。